

森町告示第55号

森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）第22条の規定に基づき、森町住宅屋根耐風改修助成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

森町長 太 田 康 雄

森町住宅屋根耐風改修助成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町長は、住宅屋根の耐風対策を促進するため、プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づき住宅屋根耐風改修事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅屋根耐風改修助成事業 居住のために継続して利用する住宅の屋根であって、瓦でふかれたもののうち、屋根ふき材外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省令告示第1435号。以下「告示基準」という。）の規定を満たさないもの（令和4年1月1日以降に工事に着手した住宅を除く。）に対し、耐風診断及び耐風改修を行う事業をいう。
- （2）耐風診断 住宅の瓦屋根を告示基準に適合しているか否かを確認するために、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士等（以下「耐風診断者」という。）が行う診断をいう。
- （3）耐風改修 耐風診断の結果、告示基準に適合していない住宅の瓦屋根を、告示基準に適合させるために行う瓦屋根の改修をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する

者とする。

- (1) 対象住宅を所有する者
- (2) 所有者の承諾を得て住宅屋根耐風改修助成事業を行う者
(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費が消費税法（昭和63年法律第108号）第3章の規定による仕入れに係る消費税額の控除の対象となる場合は、別表に定めるところにより算出した額から当該控除の対象となる消費税及び地方消費税の額を控除した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 現況写真
- (3) 住宅屋根耐風改修助成事業に要する経費の見積書の写し
- (4) 付近見取図
- (5) 耐風改修の工事概要が分かる図面等
- (6) 対象住宅の所有者を証明する書類
- (7) 所有者の承諾書（所有者以外の申請の場合）
- (8) 耐風診断者の資格を証明する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付について（決定）（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の30パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、前条第1号の承認を受ける場合は、事業計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の事業計画の変更について（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(耐風診断結果の確認依頼)

第8条 住宅屋根耐風改修助成事業の補助事業者は、耐風診断が完了したときは、速やかに、耐風診断結果確認依頼書（様式第6号）に別に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）に別に定める関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(交付の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付について（確定）（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、補助金の交付について（確定）を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助金の額
耐風診断	1棟につき、耐風診断に要する経費と31,500円とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額
耐風改修	1棟につき、耐風改修に要する経費と屋根の面積1平方メートル当たり24,000円を乗じて得た額（上限240万円）とを比較していずれか少ない額に100分の23を乗じて得た額